

ほくとしあけのちくかっせいかけいかく
北杜市明野地区活性化計画

山梨県、山梨県北杜市

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 北杜市明野地区活性化計画

都道府県名 山梨県

市町村名 北杜市

地区名

明野地区

計画期間

平成22年度～平成26年度

目標

農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み農業経営もおぼつかなくなり、次第に遊休化・荒廃化する農地が増え地域活力が低下していることから、地域農産物のブランド化を確立しつつ、農産物の収益性の向上を図り、地域農業を振興し地域活性化を図る。具体的な数値目標としては、地域農産物の有効利用を行い農産加工品の販売額を849.75%増加させ、新規定住者1人以上確保することを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：

北杜市は、山梨県の最北部、八ヶ岳の南麓に位置し、標高500m以上の中山間地域の稲作地帯である。北杜市域の中でも農業生産条件が比較的良好い南側地区では、米と野菜を組み合わせた土地利用型農業が展開されている。明野地区は、茅ヶ岳西部山麓で北杜市の最南に位置しており、適度な寒暖と、日本一の日照時間という特徴を持つ地域である。近年は畑地帯の基盤整備事業も進捗しており、整備された畑で野菜を中心とする事業展開が見受けられる。

現状と課題

明野地区の主な産物は、水稲であったが、複合経営化が進まず思うような経営基盤の強化が図られずいた。また、地域農業者の高齢化・担い手不足に養蚕業の衰退を起因する耕作放棄地が多く見受けられたため、畑地帯の基盤整備事業を推進し、ほぼ計画の80%程度完成するに至った。しかし、畑作振興のため導入した大根等は、収益性も低く、地域活性化を促す要因とはなっていないのが現実である。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、地域出生産する農作物の収益性高め、農業経営基盤の安定を図り、地域活性化を目指す。
 具体的には、地域で生産されている農産物の付加価値化とB・C級の販売出荷できない農産物の有効利用を行うため、加工施設を整備し野菜等の冷凍化で有利販売を行うと共に、粉末やピュレーシ状にすることで多用途化し今までの販売できずに廃棄していた農産物を活用することで農家経営基盤を安定させ、地域の農産加工品の販売額を849.75%増加させ、事業の進捗と共に新規雇用者等による定住者の確保を1人以上行う。
 なお、活性化計画終了年度の翌年度には、農産物の高付加価値化と多用途化による地域の農産物加工品の販売額増加の目的達成状況を検証し、新規定住者の確保については、住民基本台帳にて検証する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北杜市	明野地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	合同会社 明野市場	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

明野地区	区域面積	2401.9ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積2401.9haのうち農林地面積が2016.6haで、区域面積の83.9%を占めている。また、全就業者人口に対して農林業従事者が20%以上占めており、農林業が重要な事業となっている地域である。		
②法第3条第2号関係： 人口は平成18年が5,039人から平成22年には4,913人に減少して、減少率は3%ととなっている。また、平成22年には、農林業者の高齢化・後継者不足を表す高齢化率は26%ととなり、農産物の販売金額を増加させ新規定住者を確保することが活性化のためには必要不可欠な地域である。		
③法第3条第3号関係： 当地域は、全て農業振興地域であるため都市計画区域外であり、人口の密集する、市道・県道沿いの市街化地域を除いた面積で設定している。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項 … 該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者 氏名 住所	権利の種類(※1)	土地所有者 氏名 住所	農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	所要面積		工事期間	備考
			建築面積	所要面積		
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 … 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画は、地域農産物の付加価値化・多用塗化により、地域活性化をはかり、地域の農産物加工品の販売金額の増加を目標としており、達成度合い等については、事業主体合同会社明野市場の販売金額を基に市・県で評価を行う。また、新規定住者の確保については、住民基本台帳で確認し評価を行う。

なお、この評価結果については、北杜市農業委員会等の農業関係者において検証を行うとともに、結果を公表する。